平成２７年（フ）第４号
宮崎県日南市瀬貝１丁目３番28―101号
破産者　杉本　　猛
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第５号
宮崎県日南市瀬貝１丁目３番28―101号
破産者　杉本真由美
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１４８５号
福岡市東区原田２丁目20番18号、開始決定時の住所福岡市東区名島４丁目26番９―306号
破産者　乗山　一郎
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４２９号
新潟市秋葉区古田２丁目１番19号
破産者　松井　信行
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０２号
群馬県太田市東金井町938番地４
破産者　茂木　一夫
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第９３号
富山県高岡市本町11番15号
破産者　油谷　利彦
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第２３８号
埼玉県越谷市大字大林319番地18
破産者　小形　國男
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２６０号
兵庫県加古川市野口町坂元641番地
破産者　伊藤　久男
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４３０号
兵庫県赤穂市浜市343番地１　浜市住宅３
破産者　小南　　誠
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第６２２号
広島市西区井口１丁目１番26―302号
破産者　小坂　里美
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９０６号
広島市中区昭和町９番11―201号
破産者　舩津美代子（旧姓藤本）
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６９６号
福岡市博多区吉塚６丁目10番10―510号、前住所福岡市博多区吉塚４丁目８番36―1007号
破産者　野間登志春
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８１１号
福岡市東区箱崎５丁目４番12―1210号
破産者　久保　明子（旧姓梅野）
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３５号
沖縄県うるま市石川伊波1600番地２
破産者　金城　　護
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第５０号
山形県酒田市光ケ丘５丁目10番26号
破産者　佐藤　三幸
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第２２４４号
横浜市戸塚区南舞岡２丁目20番28―201号、開始決定時の住所横浜市磯子区岡村４丁目16番６号
破産者　岩崎　千江
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２６号
新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立2704番地、前住所東京都豊島区西巣鴨２丁目39番10―901号
破産者　荒木　克彦
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
富山市百塚39番地
破産者　寺崎久美子
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部